高知県身体障害認定基準

　この認定基準は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）を施行するため、同法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）及び身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定めるもののほか、身体障害者手帳の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

１　身体障害者の障害程度の認定については、平成15年１月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」、平成15年１月10日付け障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」に定めるところによるものとする。

２　標準処理期間は、60日間とする。

３　この認定基準は、平成31年４月１日から適用する。